

高等学校早期卒業制度について（要点の整理）（案）

（検討の経緯について）

- 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第56条において、高等学校の修業年限は3年（定時制・通信制は3年以上）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第96条において、高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては74単位以上を修得した者について行わなければならないことが規定されている一方、法第90条第2項及び規則第151条から第154条まで等において、高等学校に2年以上在籍し、特定の分野において特に優れた資質を有する者が大学へ飛び入学できる旨が規定されている。
- しかしながら、現行制度では、飛び入学者は、高等学校を中退して大学へ入学することとなっており、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。
- 一方、優れた才能や個性を有する生徒を支え伸ばす観点から、中央教育審議会答申（平成25年4月）をもとに策定された教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、飛び入学に関して制度の活用を図り、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討を行うこととされているとともに、初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議まとめ（平成26年6月）においても、早期卒業制度の創設に向けた検討を行うことなどが提言されてきたところである。
- このような中、教育再生実行会議第5次提言（平成26年7月）において、「能力や意欲に応じて学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて、高等学校の早期卒業を制度化する」ことが提言されたことを受けて、初等中等教育分科会で審議を行った。

（制度の必要性について）

- 平成26年9月、文部科学省が、飛び入学制度を持つ大学、飛び入学経験者、高校生等（科学オリンピック出場者等）に対して行ったアンケート調査では、飛び入学者に対し「高校卒業」を認める必要性について、飛び入学経験者の4割、高校生等の8割が、「必要」又は「どちらかと言えば必要」と回答している。
また、飛び入学経験者が「高校卒業」の必要性を感じた理由としては、高校中退では進路変更が困難であること、などが挙げられた。

○ 一方、同アンケートやヒアリングを通じて、飛び入学制度をもつ大学や高等学校関係者からは、

- ・ 大学在学中に病気・事件・事故等に遭遇する等、やむを得ず大学を卒業できなくなった場合を想定すると、高等学校卒業の扱いとならず、進路変更の可能性に対する配慮が必要であること、
 - ・ 飛び入学先の大学を中退した場合には、高等学校卒業の扱いとならない不安から、特に優れた資質を持つ者であっても飛び入学制度での大学進学に踏み切れない者が存在し、各分野で特に優れた資質を持つ者を飛び入学制度で受け入れることが困難になっていること、
 - ・ 仮に、在籍する高等学校の卒業が認められなくても、飛び入学者が進路変更をする際に不利益を被らないように何らかの保証が必要であること、
 - ・ 「飛び入学」以外の理由により中途退学する生徒もいる中で、大学が特定分野で優れた資質を認めたということだけで、「飛び入学者」に高等学校の校長が卒業を認定するのは難しいこと、
- 等の意見があった。

○ 今後、少子高齢化が進む一方で、グローバル化の進展に伴い激化する国際競争の中で、新たなイノベーションを創出し、国際的に活躍できる人材の育成は極めて重要であり、そのためには、学習者の目的意識や意欲、能力に応じて、自らの学びを発展させ、様々な分野への挑戦を可能とすることが必要である。

このような中で、飛び入学制度の活用を図っていくことは重要であり、その際、特に優れた資質を有する者が安心して大学に進学し、その資質を十分に伸ばすようにしなければならない。そのためには、上記の意見等も総合的に勘案しつつ、飛び入学者が大学入学後に、進路変更する際に、通常の高등학교卒業又はそれと同等の法的地位や社会的評価が得られるための妥当な仕組みを構築することが必要である。

(大臣による認定制度の創設について)

○ 飛び入学者については、飛び入学時点では、特定の分野では優れた資質があることが確認できるが、当該分野以外の資質については確認できていない。しかし、飛び入学の要件として、高等学校に2年以上在籍することが求められており、通常であれば高等学校3年間の課程のうち、一定の単位は修得している状態で入学することとなる。

また、高等教育を受ける機会を広く開くという観点から、高等学校を卒業した者でなくても、通信制大学において、科目等履修生等として人文、社会、自然科学の3分野に

わたって16単位以上の授業科目を履修した者は、当該大学の入学資格があると認めることが可能である。

そこで、それらを踏まえて、飛び入学者について、高等学校での学修状況に加えて、大学での一定期間の学修状況を基に、高等学校を卒業した者と「同等以上の学力」が備わったかを確認することとする。

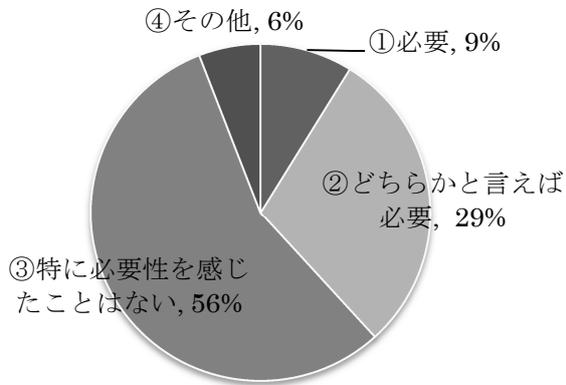
- 具体的には、飛び入学者については、高等学校での50単位以上の修得及び大学での16単位以上の修得と、それぞれ修得した単位の分野が著しく偏っていないことについて確認することにより、高等学校を卒業した者と「同等以上の学力」を有することについて文部科学大臣が認定することで、通常の高등학교卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られるようにする。

- なお、制度上は特例的に高等学校の修業年限を短縮することや、卒業の認定要件である修得単位数を減らすことにより、校長の判断で、飛び入学者に修了認定ができるようにすることも考えられる。

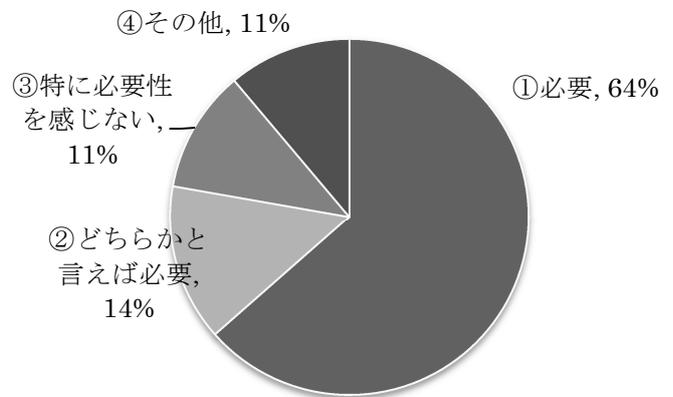
しかし、現在の高等学校における教育は、3年の修業年限と74単位以上の教育課程を通じて、高等学校教育の目的である心身の発達等に応じた教育を施すとともに、豊かな人間性や創造性、健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと等の高等学校における教育の目標を達成するよう行われている。したがって、特に優れた資質を有することから大学に飛び入学することが認められたことをもって、高等学校の修業年限や卒業に必要な修得単位数の一部を減らし、卒業を認めることは適当でない。

- 最後に、飛び入学制度の普及・促進を図るためには、高等学校関係者や保護者の間における制度そのものへの認知度や理解の向上も必要であり、国や飛び入学の受け入れ実績のある大学においては、そのための周知等に努めることも必要と考えられる。

【高校早期卒業制度に関するアンケート「高校卒業」の資格は必要か】



飛び入学経験者



高校生等
(科学オリンピック出場者等)

出典：文部科学省「早期卒業に関するアンケート」（平成26年9月）